

《JICA だより》

開発協力事業（開発投融資）

大 沢 尚 正

1. 事業の概要

開発協力事業は、昭和49年8月に国際協力事業団（JICA）が設立された際に新規事業として取り入れられた事業である。わが国の民間企業が開発途上地域等において、社会開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地から、これらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについて、その円滑な資金供給を図り、これと併せて技術を提供する事業である。

この事業の特色は、民間企業の活力を生かし、民間プロジェクトに対し必要な技術的支援を行い更に当事業団の投融資に結びつけることより、当該プロジェクトの経済協力効果を発揮させて政府ベース協力と民間ベース協力との関係を強化するところにある。

2. 事業のしくみ

開発協力事業は、投融資と調査及び技術指導の二つの業務から構成されている。

1) 開発投融資業務

(1) 関連施設整備資金：開発途上地域における民間プロジェクトの実施に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備に必要な資金に対する融資である（例、道路、港湾、学校、病院等）。

この場合、プロジェクト本体に対して輸銀、基金等からの資金の供給があり、一方、関連施設の整備には、輸銀、基金からの資金の供給が困難と認められることが条件となっている。

(2) 試験的事業資金：開発途上地域において民間企業がパイオニア的に行う開発事業であって、開発の目途が立った場合、当該企業のみならず地域の社会、経済の発展に貢献すると認められるものに対する融資である（例、試験的造林、未利用樹開発等）。この場合、輸銀、基金からの当該事業に対する資金の供給が困難と認められることが条件となっている。

OSAWA, Naomasa: Development Cooperation Programme (Investment and Financing of Development Projects)

国際協力事業団林業水産開発協力部

2) 調査及び指導業務

(1) 調査: 当該プロジェクトについて、企業に代って、当事業団が基礎調査（一次、二次）、開発計画、実施設計等を実施するとともに、融資後のプロジェクト実施状況等の投融资審査等の調査を行うものである。

(2) 指導: プロジェクトの実施に伴って生じてくる技術面での問題に対して、当該民間企業からの要請を受けて開発協力専門家の派遣、開発協力研修員の受け入れを行うものである。

なお、開発協力事業の流れは、図-1のとおりである。

3. 融資条件

当事業団の融資条件は、表-1のとおりである。

4. 融資事業実績

昭和60年度末現在の融資承諾実績は、関連施設整備資金 24 件 6,560 百万円、試験的的事业資金 24 件 4,738 百万円、合計 48 件 11,298 百万円である。

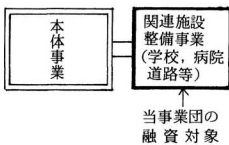
融資の具体例については、別の機会に紹介したいと思っている。

5. 今後の動向

世界経済の低迷による需要不振、債務繰延問題に代表される開発途上地域の財政状況の悪化等の一般的な要因のほかに、林業分野としては、インドネシアに代表される

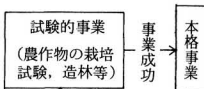
対象事業
 <関連施設整備事業>

開発事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備事業

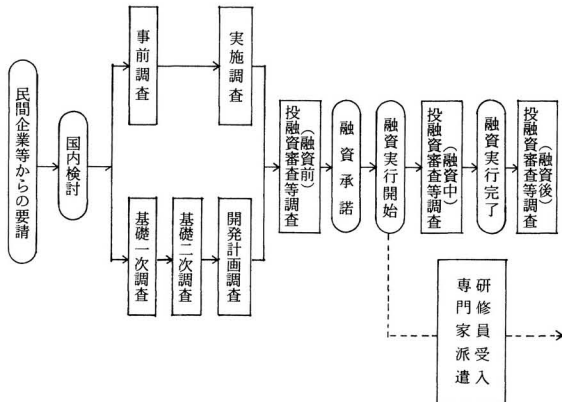


<試験的的事业>

開発事業のうち試験的に行われる事業であって技術の改良または開発と一体として行わなければならない達成が困難な事業



当事業団の融資対象



なお、事業内容によっては、調査を一部省略する場合があります。

図-1 開発協力事業の流れ

表-1 融 資 条 件 一 覧 表

区 分	試験的事業規模		関連施設整備事業規模		
	事業規模	3 億円以下	3 億円超～ 15 億円	20 億円以下	
4 億円まで				4 億円を 超える分	
融資比率	100%	75%	100%	70%	一律 70%
金 利	0.75%	2.5%～3.5%	0.75%		2.0%～3.5%
償還期間	20 年 以 内 (造林及び基盤整備30年以内)		20 年 以 内		
うち 据置期間	5 年 以 内 (造林及び基盤整備10年以内)		5 年 以 内		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として保証人を必要とします。 ○15 億円を超える場合は、個別に条件を設定します。 		<ul style="list-style-type: none"> ○原則として保証人を必要とします。 ○30 億円を超える場合は個別に条件を設定します。 ○この資金の融資に際しては、開発事業主体に対して日本輸出入銀行、海外経済協力基金、国際協力事業団等から融資や出資が行われているか、行われることが必要です。 		

原木丸太輸出の禁止、昭和 55 年以降の木材市況の低迷等があり、ここ数年融資実績は低調であるが、昨今の円高基調もあり、今後民間企業の海外投資意欲は、活発化していくものと期待している次第である。

なお、わが国に造林技術の蓄積がないため、民間企業が海外進出するには余りにもリスクが大きいアマゾン地域（熱帯降雨林）及びアフリカ地域（半乾燥地）において、「ペルーアマゾン森林資源保全開発現地実証調査」（昭和 56 年度～）及び「ナイジェリア半乾燥地域森林資源保全開発現地実証調査」（昭和 61 年度～）開発協力プロジェクトを実施している。これは、民間企業が進出するのに先立ち、JICA がプロジェクトの実施を通して造林事業の実行が技術的に可能であることを実証的に証明することを目的としている（現地実証調査は林業分野のみ実施）。